

関係団体各位

社会保障に係る資格における
マイナンバー制度利活用に関する意向調査（案）

平素は、厚生労働行政にご厚情を賜り心より感謝申し上げます。

国家資格におけるマイナンバー制度の利活用に関しては、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討し、必要に応じて共通機能をクラウド上に構築することとされています。また、基本計画において、地域における看護や介護等の担い手の確保などの観点から、ITを活用した有資格者等の掘り起こしについて検討することとされています。

これらを受け、厚生労働省では、社会保障に係る資格取得者の利便性の向上とともに、社会保障の担い手確保等に資するよう「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」を設置し、有識者等の参集のもと検討を行っております。

マイナンバーと連携させる対象資格は、社会保障の給付に関わる対人サービスや給付の調整、手続に関わるものとしていることから、貴団体からの御意向を伺いたく意向調査を実施致します。検討会の詳細につきましては、第1回検討会資料（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou_458538_00002.html）をご参照頂ければ幸いです。

つきましては、次頁以降の設問に御回答のうえ、11月4日（水）18時までに厚生労働省政策統括官付政策統括室宛（E-mail：seisakugohan@mhlw.go.jp）に返信頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。御回答頂いた内容については事務局にて取りまとめ、今後の検討会にて議論させて頂く予定です。

御多忙の折、大変お手数をお掛けしますが、御協力の程よろしくお願い致します。

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会
事務局

団体名： _____

【論点1】 届出の簡素化及びオンライン化について

(1) 登録の申請時（免許取得時）

○マイナンバーを提供した者については、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略するとともに、マイナンバーカードの本人認証機能を活用することで、申請手続をオンラインで完結させる。

- ・登録免許税／手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用して納付できることとする。
- ・国家試験の合格証明書については、申請書に国家試験の施行年月、受験番号と受験地を記載することで添付を省略する。

問1：導入に際し問題となる点や、導入が困難な部分、あるいは留意点等について記入ください。

回答：

(2) 登録事項（氏名、本籍地都道府県名、性別等）の変更時（免許の書換え時）

○マイナンバーを提供した者については、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略するとともに、マイナンバーカードの本人認証機能を活用することで、手続を全てオンラインで完結できるようにする。

- ・登録免許税／手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用して納付できることとする。
 - ・登録事項の変更後、登録済証明書を発行することとし、希望する者についてのみ免許証等の書換えを行う。
 - ・法令遵守の観点から、1年に1回の頻度で地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に資格者情報を照会し、必要な届出がなされていない有資格者については、届出勧奨を行うこととする。
- 将来的に、氏名、本籍地等の変更を自動的に把握できるシステムが、費用面を含めて整備可能となれば、届出の手続自体を不要とすることも検討する。

問2：導入に際し問題となる点や、導入が困難な部分、あるいは留意点等について記入ください。

回答：

(3) 死亡時

現状、死亡届（登録抹消申請）数が実際の死亡者数より少なく、提出されるべき届出の多くが未提出である点に鑑み、死亡届出制度は存置しつつも、死亡を理由とする職権での登録原簿抹消を行うこととし、登録原簿内容の正確性の向上を目指す。また、免許証等の返還は求めないこととする。

問3：導入に際し問題となる点や、導入が困難な部分、あるいは留意点等について記入ください。

回答：

【論点2】 マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示

○資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの本人認証を活用して証明、提示できるようにする（必要性の高い資格から順次導入）。

・PCまたはカード読み取り機能の付いたスマートフォン等からマイナポータルにログイン後、本人の資格情報を照会し、取得した資格情報を第三者に証明、提示する。

問4：導入に当たっての懸念点等があれば記入ください。

回答：

【論点3】 マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用について

人材確保が課題である資格について、

・資格保有者が定期的に届け出る就業状況と連携することで、潜在資格者の的確な特定と、効果的な就労支援に繋げる。

・マイナンバー制度を活用したシステムを構築することで、就業場所の偏在是正や高い資質を備えた人材活用に繋げる。

問5：本取組については、現在既に業務従事者届及び離職届の存在する看護師等を対象に、実施を図ろうと考えているところです。その他の資格については、看護師等で構築する仕組みをもとに、必要性も勘案しながら検討する予定としておりますが、ご意見等がありましたら記入ください。

回答：

【その他の論点】 マイナンバーの登録方法について

マイナンバーにより情報連携を行うためには、その前提として、全ての資格において資格申請者（資格所持者）から資格管理者に対してマイナンバーを登録する必要がある。マイナンバーの登録方法については、新規資格取得者、資格保持者のそれぞれについて、以下の形で進めることを想定している。

1. 新規資格取得者の場合

○各資格の免許証等申請書の提出時に、マイナンバーの登録を求める。

2. 資格保持者の場合

（一般的な取り扱い）

○施行後、国はマイナンバーの登録の呼びかけを行う。

○変更申請の際には、合わせてマイナンバーの登録を求める（これにより、添付書類を省略）。

（定期的に届出を行うこととなっている資格）

○届出と合わせてマイナンバーの登録を求める。

- ・三師調査（医師、歯科医師、薬剤師）の届出時
 - ・業務従事者届（保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士）の届出時
- （離職時に届出を行うこととなっている資格）

○届出と合わせてマイナンバーの登録を求める。

- ・離職届（保健師、助産師、看護師、准看護師、介護福祉士）の届出時

問6：マイナンバーの登録方法として、現在想定している進め方について問題点等があれば記入ください。また、実効性が高いと思われる登録勧奨の方法があれば御教示ください。

回答：

【その他】

問7：資格におけるマイナンバー制度利活用について、更なる活用方策や取り組むべき課題等があれば記入ください。

回答：

ご協力誠にありがとうございました。